


| | | | | | |
|--|----------------------------------|----|--------|---|---|
| 所管部課 | 子ども生活部 市民生活課 | 部長 | 榎本 豊 | | |
| 件名 | 東大和市緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 | | | |  |
| | について | 区分 | 1 審議事項 | ○ | |
| 関係事項 | 条例規則 | | | | |
| | 部課機関 | | | | |
| <p>1. 要旨</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年1月に施行されたことに伴い、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及び当該暴力を受けた者についても法の適用対象となったため、本要綱においても同様に要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本要綱第1条の条文中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「保護」から「保護等」に改める。 ・第2条(1)の配偶者に「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）をする関係にある者」及び「生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した者」を追加する。 ・「平成13年法律第13号」を「平成13年法律第31号」に変更する。 <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> | | | | | |
| <p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成25年12月26日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布</p> <p>平成26年 1月 3日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律施行</p> | | | | | |
| 3. 留意事項（問題点等） | | | | | |
| <p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議への報告後、速やかに起案の事務を進めたい。</p> | | | | | |
| 5. 審議結果 | | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。